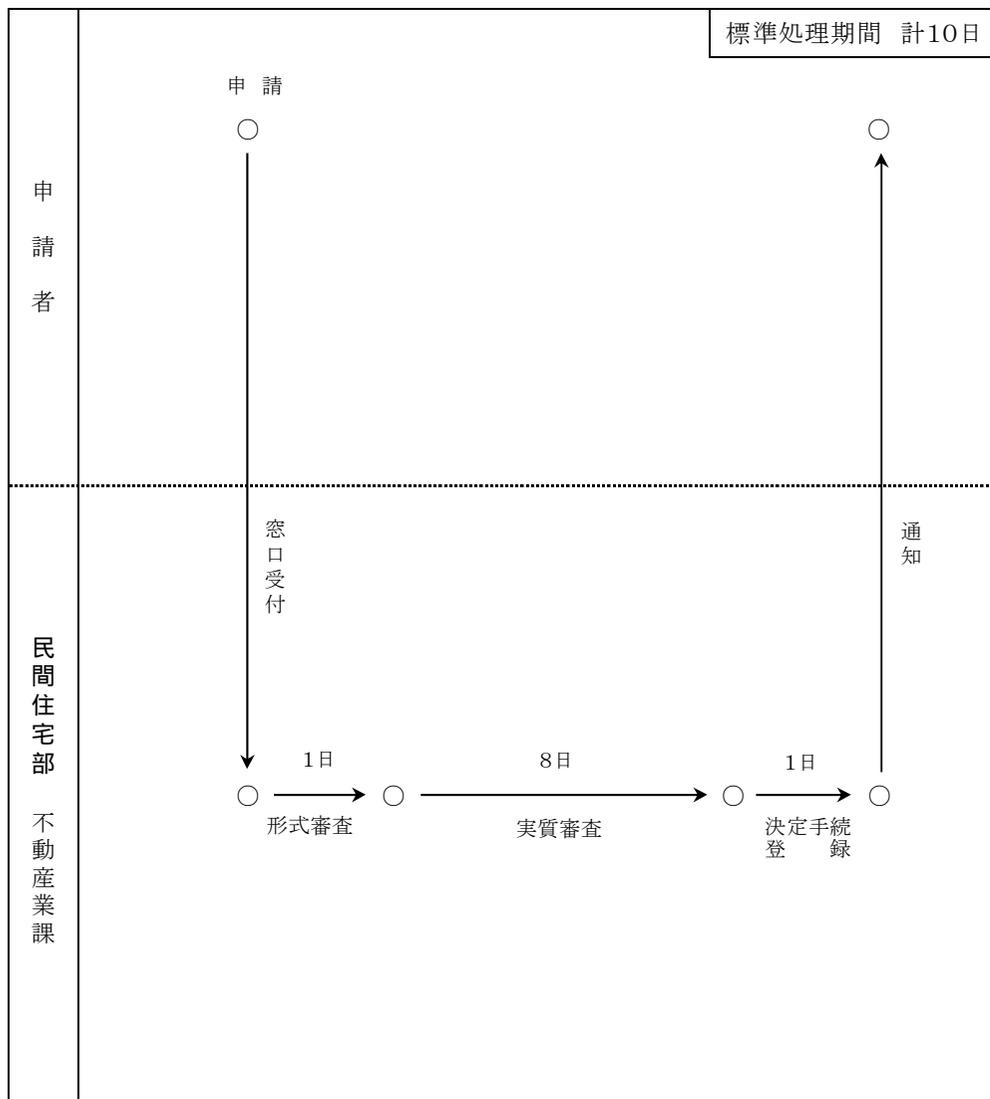


# 事務処理フロー図

作成部署 住宅政策本部民間住宅部不動産課免許担当 電話30-376

事務名 不動産鑑定業者(東京都知事登録)変更事務

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項目	説明
1	形式審査	不動産の鑑定評価に関する法律(以下「法」といいます)第27条に基づき提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書及び添付書類に重要な事実の記載が欠けていないかどうか、専任の不動産鑑定士の変更等においては、法第15条に基づき国土交通省の不動産鑑定士名簿に登録されているか、また専任性を満たしているかどうか等について審査します。
3	決定手続、登録	登録の諾否につき、不動産課長が決定します。欠格事由に該当しない場合は、法第27条第4項において準用する法第24条の規定により変更の登録をします。
4	通知	同法施行規則第34条第3項に基づき申請者に通知します。